

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年12月8日(月) 開会 午後 1時01分

閉会 午後 1時23分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年12月8日 総務常任委員会終了後開議 全員協議会室

日程第1 資料の分析について

日程第2 証人喚問について

日程第3 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時01分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意ください。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれる資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎資料の分析について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、資料の分析についてを議題といたします。

皆様には、前回の委員会で請求を決定し、提出があった資料を配付しております。なお、請求の相手方からの申出により一部の関係人が提出に至っておりません。いずれも提出の意向は示しております。また、資料の一部が黒塗りとなっているものがございます。これは事業者からの申出により、契約により営業上の秘密となっている部分、または個人情報に該当するもので、本調査には直接影響がないと思われる部分につきましては、委員長の判断によりまして黒塗りを許可したものとなります。

資料は、この前にお渡しした資料、その際の資料になりますので、出てきていない資料は、シンアイさんから出てきておりません。それと、TechDesignさんが一部黒塗りで出してくております。それと、こちらが要求したものについて、営業上の秘密だということで、資料の提出はされていない部分がありますので、これはまた後ほどご協議いただければなというふうに思います。

資料については以上が概要なのですけれども、皆さん、何かありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） シンアイさんの資料に関しましては、いつ頃のご予定になりそうなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 私が事務局を通じて聞いたところによりますと、今週中にはという話があるそうです。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もう一度、どういったものを提出するようにお伝えしたのか確認させてもらっていいですか。

○委員長（内海まさかず君） シンアイさんをお願いしたのは、提出をお願いした資料というものは、受注書またはそれに類する書類、メモ、現場図面と見積書、請求書、領収書及び代金が支払われたことが分かる書類、通帳においては入金分かる部分、自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等、自ら工事を行ったことが分かる書類、下請に発注した場合、下請業者への発注書等、発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類、通帳においては送金分かる部分及び下請業者からの領収書、ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト、あと工事日報を請求しております。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 工事金額等を鑑みますと、相当な資料数になる可能性があるかと心配はしています。そういったものがもし間に合わないという場合、17日までに間に合わなかった場合はどういう形を取られるべきなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） それは委員の皆様とご協議をして対応していきたいと思っております。ちなみに、ほかの業者の方は、出ていない部分もあるのですけれども、そういう状況なので、そこら辺も勘案していかなければならないのかなというふうには考えております。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） これは公開、非公開、秘密会というのは、どういう考え方で臨むべきでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 今、資料の検討段階ということなので。

青木委員。

○委員（青木一男君） 確認したいのですが、この資料を請求した日にちというのはいつなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 11月21日に請求をして、期限が4日までにしておりましたので、4日までに届いたものと、その後、出てきたものもあります。

では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎証人喚問について

○委員長（内海まさかず君） それでは、日程第2、証人喚問についてを議題といたします。

前回の委員会において、関係事業者を対象に証人喚問を行うことを決定いたしました。その後、事業者との日程調整を並行して、提出された資料の確認をいただいております。日程の調整に至っていない者もいますので、本日は日程の調整に至った者のみ証人喚問の決定を行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、証人喚問について出頭を求める場所、出頭を求める者の氏名、出頭を求める日時、証言を求める事項の順に申し上げます。

出頭を求める場所は共通です。場所は全員協議会室といたします。

次に、出頭を求める者の氏名及び日時を申し上げます。まず第1に、学校法人陽光学園清算人、横塚淳氏、12月16日午後3時、次に株式会社シンアイ、川田俊介氏、12月17日午後4時、次にT e c h D e s i g n株式会社、山崎吉雄氏、12月18日午前9時半、次に有限会社赤坂解体工業、赤坂学氏、12月18日午前10時45分といたします。

次に、証言を求める事項に関して、横塚氏に関しては、学校法人陽光学園の法人運営及び学童保育事業運営及び学童保育事業に関して学校法人に給付された補助金についてといたします。

そのほかの証人は、自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの補助金対象の工事または物品納入等についてといたします。

以上の内容で証人に対し出頭を求めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、証人喚問に関わる公開、写真撮影、メモや資料の取扱いについてですが、過日実施した市職員に対する証人喚問と同様としたいと思います。ただし、市職員対象の際とは異なり、証人が補佐人を同伴したい旨の申出がある可能性がございます。この許可については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。

なお、補佐人の取扱いについてですが、補佐人は証言につき1人といたします。調査対象の補助金に関する者を補佐人とすることは許可しないこととします。補佐人が助言できる場合は、証人が助言を求めた場合のみとし、助言を求めるときは委員長の許可を必要とします。補佐人に対し、委員長及び委員は尋問することはできません。その他証人喚問に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第3、その他に入ります。

お手元に配付いたしました資料を御覧ください。これまで資料の確認や証人喚問により調査を進めておりますが、当委員会としては補助金の対象となった工事等の施工実態を把握する必要があるものと考えております。しかしながら、百条調査権は実地での調査や検査を行うことができないようであります。そこで、別の根拠によりまして、実地の調査や検査を検討する必要があるものと考えます。地方自治法第100条の2に専門的知見の活用という規定があります。この規定は、普通地方公共団体の議会は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関わる調査を学識経験を有する者等にさせることができるとされております。これは学識経験を有する者等に対して委託などをして調査を行っていただき、その報告を受けることができる仕組みであり、今回の調査において活用可能なものと思われま

ただし、そのためには、本会議での議決が必要ですので、この12月定例会において議案を提出し、可決する必要があります。調査を委託するに当たっては、調査費用が必要となります。調査期間は、12月定例会最終日に議決になったとして、契約手続を経て12月中旬、議決日以降から2月中旬となり、一定程度の期間が必要となっております。また、調査を行うに当たって特にポイントとなる点がござい

ます。調査は書類の確認と現地調査によって行われますが、書類が不足していたり、現地調査に入れないという場合には、不明という結果となる可能性があります。したがって、調査対象となる建物所有者や工事を行った事業者の協力が必要となります。しかし、現時点でそれらの協力が得られるという確約はございません。

一方で、12月定例議会中に議決をもらっておかないと権限の行使ができない状況となります。これらのことを踏まえまして、取扱いについてご協議をお願いしたいと思います。

以上のような制限が加わるのですけれども、調査を行うか、行わないか、行う場合には、この12月議会で議会の議決が必要となりますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 以前から現場の調査というものは絶対に必要であるという皆様の意見があったと思います。いろいろとお調べしていただいた100条の2、専門的知見の活用を行う以外にはなかなか難しいということですので、ぜひ皆様にはご賛同いただきたいと私は言わせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、異議なしと認め、調査を行うことといたします。

それに関しましては、正副委員長が提出者、委員の皆様が賛同者となり、12月定例会の最終日に議案として提出することとしたいと思います。

また、議案の作成は正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

皆様、ほかに何かご意見等ありますでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 証人喚問のやり方、公開、非公開、秘密会の考え方はどうでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 職員と同じように公開でやりたいと思っております。職員のとくと違うのは、補佐人をつける場合には、委員長、副委員長の判断といたしたいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今の小平委員の質問の内容が、多分取りあえず今後、秘密会を要望する場合もあるかもしれないという意味だったと思うのですが、そうなった場合の対応というのは、再度、百条を開いて決めることなのか、それとも先方の意見を尊重し、それをただ受け入れればよいという状況なのかの確認だと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 前回の職員の証人喚問、証人尋問等でも秘密会の要望があった場合、それをそのまま受け入れたわけではなくて、正副委員長で秘密会にする理由、そういったことを全て勘案して秘密会とするかどうかを決定していたと思っておりますので、先ほど議決されたとおり、職員のとくと同じように進めていけばいい。もう議決も済んでいますので、小平委員のあれは再確認だったかとは思いますが、それで全く問題はないというふうに思っております。当然決定するのは百条委員会といいますか、この調査委員会のほうが秘密会にするかどうか決定権はこちらにありますので、秘密会を要望する権利も証人にはありますので。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 基本、この委員会は原則公開としておりますので、公開で行いたいと思います。

しかし、冒頭でも申し上げましたけれども、証人が証言しやすい環境をつくるということも必要でございますので、その場合には、臨機応変に我々も対応していけたらなというふうに思います。

小平委員、大丈夫でしょうか。

○委員（小平啓佑君） 大丈夫です。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、ほかに何かございますでしょうか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 書類で見たら、現地立入検査は百条委員の方は行けないと、見られないと書いてあるのですけれども、学識経験者、有する者が行ったときに、1人か2人同行というのもできないのですね、全然。一緒に行くというのは。

○委員長（内海まさかず君） 基本委員会としてはできなくて、委員会がお願いするという形になります。相手が同意すれば、それは我々も行くことはできるとは思います。

○委員（松本喜一君） 要は書類が見積書から領収書から全部出したとしても、現地とすり合わせていかなかったら、これはっきりしないと思うのです。特にこういう製造業の場合には、現地を見て初めて、ああ、本当にやったのだとか、これはやっていないのだとか、そういうのが百条委員の誰も行かないというのは、非常にこれ納得できないのですけれども、その辺も委員長、何とか限られた人数でも結構ですから、立ち会っていきたいなと思っているのですけれども、その辺もしっかりやっていただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。調査を行う場合に、相手方の同意が必要になってまいりますので、その際に百条委員会の委員も数人お願いしたいということは要望したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

（午後 1時23分）